（裏　面）

注意

1　特別児童扶養手当を郵便局への送金により受ける場合は、特別児童扶養手当送金通知書及び本証明書とともに、印鑑証明書又は身分証明書等の正当な受取人又はその代理人であることを証する書面を支払郵便局へ持参することにより受けることになっています。

2　特別児童扶養手当は、受給資格者等の前年（1月～6月までに手当を請求するときは前々年）の所得が一定額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までの手当は支給されません。従って、本証明書は証明年月の年（証明年月が8月～12月の場合はその翌年）の7月まで受給者であることを証明するものです。ただし、当該期間内であっても障害の程度に係る有期認定期間がある場合は、その終期年月まで受給者であることを証明するものとなります。

3　上記期間内であっても、その他の事由により受給者でなくなった場合は、本証明書を使用することはできません。

様式第八号を次のように改める。

様式第八号　削除

様式第九号を次のように改める。

様式第九号（第十一条関係）

（表　面）

※※第　　号			
※経　由 市区町村名		※市区町村 受付年月日	令和　・　・
※市区町村　令和　年　月　日 提　出　第　　号		※市区町村　令和　・　・ 再提出　第　　号	
特別児童扶養手当資格喪失届			
（ふりがな） 受給者の氏名		受給者記号・番号	第　　号
受給者の住所		個人番号	
受給資格がなくなつた理由	イ　ロ　ハ　ニ　ホ　ヘ　ト　チ　リ		
理由が発生した日	令和　年　月　日		
上記のとおり、特別児童扶養手当を受ける資格がなくなりましたので届け出ます。 令和　年　月　日 氏　名 知事 殿 市長			
※※ 通知　令和　・　・　第　　号			

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。

◎字は楷書（かい）ではつきり書いて下さい。

（A列4番）